

Q1. 妊娠したみたいですが…。

A. まず受診しましょう。

妊娠が確定すれば出産予定日や次回健診などがわかり、母子手帳の発行手続きもできます。制度の活用もできるようになります。
(受診には初診・検査等の費用で最低でも8,000円程度必要です)



Q2. 妊娠がわかりました。

A. 職場長やスタッフに報告しましょう。

出産予定日がわかれば、産前休暇(出産予定日の前6週間、多胎妊娠は14週間)が決まります。特別休暇として届け出ます。
産後休暇は、出産の翌日から8週間です。(産後6週間までは強制休暇)
(就業規則第60・55・58条)

Q3. 夜勤免除をしたいのですが。

A. 職場長に申し出ましょう。

申し出は、口頭でかまいません。申し出れば、その日から夜勤免除です。診断書は不要です。(母子手帳を見せればOK)
(就業規則第61条)



Q4. 妊娠中の健診にはお休みがあると聞いたのですが。

A. 通院に必要な時間が勤務免除されます。
妊娠満23週まで(4週間に1回)
妊娠満24週～満35週まで(2週間に1回)
妊娠満36週～出産まで(1週間に1回)
計画的に勤務希望しましょう♪
(就業規則第62条・規定第34条)



Q5. つわいがつらいのですが。

A. つわりには個人差はありますが、妊娠中一番つらく、流産しやすい時期でもあります。本人の申し出により、使用者は業務軽減や休憩時間の延長、補食時間の確保をしなければいけません。

よほどつらい時は、病休をとって休みましょう。

勤務が重労働となる入浴介助・患者の移動介助などは、業務軽減を申し出ましょう。
(就業規則第63条・規定第35条)



Q6. 通勤時の満員電車が

つらいのですが。

A. 職場長に申し出て通勤緩和をしてもらいましょう。

1日を通じて1時間を超えない範囲内で、勤務が免除されます。

(就業規則第64条・規定第36条)

Q7. 白衣がきつくて

動きにくいのですが。

A. 締め付けず、動きやすいユニホームが必要です。多くの施設がマタニティ用の

白衣を準備しています。もし準備していないと言われたら、組合に相談しましょう。



Q8. 育児休業をとりたいのですが。

A. 育児休業は職場長に申し出ます。原則として1ヵ月前までに申し出れば、使用者は必ず認めなければなりません。

産後8週間終了の翌日から、養育する子が3歳に達する日まで取れます。

希望の時期に期間の繰上げ、繰下げも1回に限りできます。

(就業規則第66条・規定77条)

賃金は無給ですが、共済組合より育児休業手当金として養育する子が1歳に達するまでの間、賃金のほぼ50%が支給されます。休業中は、共済掛金・組合費も免除されます。



育児休業期間中に第2子ができれば、産前・産後休暇が優先されます。そして、その子に対しての育児休業がとれます。

ライフサイクルを考えてゆとりのある休業を。子育てをエンjoyしてください。

日頃から職場スタッフとのコミュニケーションが大切です。

おめでと

子どもは私たちの宝もの。

子どもは未来の希望です。

みんなで大事に大事に育てていきましょう。

心配なことがあったら

何でも組合に相談してください。



全日本国立医療労働組合

東京都新宿区四谷4-10-3

TEL : 03 (3355) 0601 FAX : 03 (3355) 4010

E-mail : zeniro@zen-iro.or.jp

URL : http:// www.zen-iro.or.jp

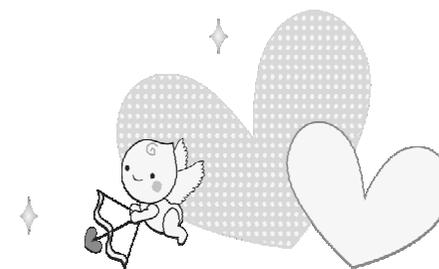
お母さんになる あなたへ

あなたが働き続けるために

知っておきたいこと。

そして、しないといけないことを

お話ししましょう。



働きながらお母さんになる

あなたのために

私たち組合は全力でサポートします。